

**2014年度（第64回）北海道アマチュアゴルフ選手権決勝競技
兼（第69回）国民体育大会ゴルフ競技（成年男子）最終予選会**

開催日：2014年6月7日(土)～10日(火)

開催コース：札幌芙蓉カントリー倶楽部(南・中)

本競技においてはこのローカルルール・競技の条件と日本ゴルフ協会ゴルフ規則を適用する。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭の内側の地表レベルの点で定める。(定義 40)
2. ラインのアウトオブバウンズの標示は白杭に黒テープを巻き標示する。
3. No.2(南コース No.2)、No.3(南コース No.3)、No.6(南コース No.6)、No.7(南コース No.7)、No.8(南コース No.8)、No.12(中コース No.3)、No.13(中コース No.4)、No.17(中コース No.8)ホールにおいてアウトオブバウンズの標識(白杭に黒テープ)を越えていった球は、球がその向こう側のコース上に止まっている場合でも、アウトオブバウンズの球とする。
4. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
 - (a)張り芝の継ぎ目；規則付 I (B)4e を適用する
スルーザグリーン[®]の張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は**修理地**とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。(ゴルフ規則 163 ページ参照)
 - (b)パッティンググリーン[®]の奥行きを標示するためのペイントマーク及び、スルーザグリーン[®]の芝草を短く刈った区域にあるヤードージのペイントマークは**修理地**とみなされる。しかしながら、ペイントマークがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントマークの中にあるか、触れている場合、またはそのペイントマークが意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
5. 次のものは動かさない障害物とする
 - (a)排水溝
 - (b)人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
 - (c)動かさない障害物と定義づけられている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
6. 電磁誘導カート用の 2 本のレールは、その 2 本のレールの全幅をもって 1 つのカート道路とみなす。球がこのカート道路上にある場合は、あるがままの状態プレーすることはできず、プレーヤーは規則 24-2b に基づく救済を受けなければならない。
7. コース内にある防球ネットによる障害(ゴルフ規則 24-2a)のため、ゴルフ規則 24-2b の救済を受ける場合には、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイント[®]を決定しなければならない。
このローカルルールの違反の罰は、2 打。
8. パッティンググリーン[®]上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1c に基づき修理することができる。

**2014年度（第64回）北海道アマチュアゴルフ選手権決勝競技
兼（第69回）国民体育大会ゴルフ競技（成年男子）最終予選会**

競 技 の 条 件

1. 参加資格

競技者は競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

競技者が持ち運ぶドライバーはR&A発行の最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

この条件に違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰は競技失格。（ゴルフ規則 174p 参照）

4. 使用球の規格

競技者の使用球はR&A発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件の違反の罰は、競技失格。

5. プレーのペースについて（ゴルフ規則 6-7 注 2）

各ホールでのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合（アウトオブポジション）、ストロークに要する許容時間を個別に計測する。

※アウトオブポジションに該当しなくても遅れが生じていると委員会が判断した組に対してはペースの回復を求めることがある。

※特定の競技者のペースが著しく遅い場合はその組がアウトオブポジションに該当しなくても、その競技者に通知した上でショットに要する時間を計測し、罰則を適用することがある。

（1）アウトオブポジションの定義

次の両方に該当したとき、その組はアウトオブポジションとなる。

（a）あるホールでのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、「タイムパー」に記載された時間を越えた場合。

（b）第2組以降の組では、前の組との間隔が1ホール以上（パー4のホールを基準）空いた場合。

（2）アウトオブポジションとなった組に対する措置

あるホールを終えてある組が特別な事情がないのにアウトオブポジションとなった場合、委員会はホールとホールの間でその組全員に、アウトオブポジションとなったこと及び次のホールから各競技者のすべてのストロークに要する時間を計測することを通知する。

委員会がその組の各プレーヤーのストロークに要する時間を計測し（3）の許容時間を越えた場合、競技者に（4）の罰則が適用される。

例外：特別な事情（ルーリングや紛失球等）があったと委員会が判断した場合、委員会はその組に対して前の組との間隔を縮めるように求める。その結果、合理的な時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のストロークに要する時間は計測しない。

（3）ストロークに要する許容時間

原則：40秒

例外：パー3ホールにおいて最初にプレーする競技者、パー4とパー5のホールにおいて第2打地点から最初にプレーする競技者、パッティンググリーン周辺やパッティンググリーンの上で最初にプレーする競技者のショットの許容時間は50秒とする。

注：ストロークに要する許容時間の計測は、その競技者のプレーの順番が回ってきた時に開始する。

（4）罰 則

バッドタイム 1回目 競技者は委員会によって（許容時間をオーバーしていることを）警告され、さらにバッドタイム（許容時間をオーバーしていることを）となった場合には罰が課せられることを告げられる。

バッドタイム 2回目 1打の罰

バッドタイム 3回目 更に2打の罰

バッドタイム 4回目 競技失格

注：アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中の回数は持ち越す。

